インドにおける「結婚持参金(ダウリー)問題」の諸相

小林 磨理恵

目次

はじめに

- 1. 「ダウリー」とは何か
- 2. ダウリーの変容と拡大
- 3. 司法制度の対応
- 4. 「ダウリー問題」をめぐる女性運動

おわりに

参考文献

はじめに

嫁』[ヴァルギース 1984] ¹が結婚持参金 (以下ダウ リーとする) 問題を日本語で読める代表的な研究で あることも一因となって、日本ではダウリー問題と いえば花嫁の焼死が想起される傾向にある。また、 西洋社会においても、ダウリーは「第三世界」の文 化や伝統に帰する問題だと認識され、ダウリーの要 求に端を発する殺人は、「文化による死」であるとと りわけ注目されている [Narayan 1997]。ダウリー問 題において直接的暴力の側面が議論を呼ぶという傾 向は、日本と西洋社会に共通する現象だといえよう。 一方で、実際の「ダウリー」は極めて動的な生き た実践である。インド国内の女性組織のみならず、 国際社会からも厳しく非難され、法制度によって禁 止された慣習であるにも関わらず、ダウリーがその 内実を変えながら現在も拡大傾向にあることは、ダ ウリーを「生かす」社会が存在することの証左であ る。ことに1991年の経済自由化以後、インド社会に 消費主義が根を降ろし、ダウリーの高額化を促して いる。インド社会の動態の中でダウリーを捉え直す ことで、ダウリーに対する固定的な理解を再考に付

『花嫁を焼かないで』 [謝 1990] や『焼かれる花

「原著は Her Gold and Her Body [Verghese 1980] であり、「焼かれる花嫁(Bride Burning)」はタイトルではない。これは、花嫁の焼死がインドで最もセンセーショナルに報じられた 1980 年代前半に、日本においても同様に花嫁の焼死によってダウリー問題に注目を喚起しようとする動きがあったことを示唆している。

さねばならない。

インドにおけるジェンダー研究は、インディラ・ガンディー政権の下で1971年に設置された「インドの女性の地位に関する委員会」によって、1974年に報告書が発表されたこと、また、翌1975年に「国際女性年」が設定されたことを契機に大きく前進したといってよいだろう。また、1970年代末以降に顕著になった女性運動も、ジェンダー間の不均衡を顕在化させる効果を持ったと同時に、ジェンダー研究の深化、多様化の機運をさらに高めるものとなった。以降、様々な学問分野から、また、複数の学問分野を横断した視角からインドにおけるジェンダー問題は議論され、研究の蓄積は厚みを増している。

本論考では「ダウリー問題」に関するこれまでの研究を挙げながら、ダウリーの「起源」とされる慣習が如何なる歴史的経験の後に変容したのか、また、何故ダウリーの慣習がなかった地域にも波及したのか、さらに、ダウリーが社会問題化される過程に司法制度や女性組織がどのように関与してきたのかについて概観する。その中で、「焼かれる花嫁」に集約されない「ダウリー問題」の複雑な様相を明らかにしたい。

1. 「ダウリー」とは何か

1-1.「ダウリー」の定義

日本では「結婚持参金」と訳される「ダウリー」は、その定義に一定の見解を得られない曖昧な概念である。1961年に制定された「ダウリー禁止法」では、結婚前後と結婚時に新婦が新郎に与える資産と新郎が新婦に与える資産双方をダウリーと定義している(ダウリー禁止法については後述する)。しかし、多くの研究では、結婚時に新婦側親族が新郎側親族に与える資産をダウリーとして議論を進めている。メンスキーは、「多くの研究者がダウリーの定義という基本的な問題をなおざりにしており、そのために

² Towards Equality: Report of the Committee on the Status of Women in India

何が『ダウリー問題』なのか明確に特定できずにいる」と指摘し、次のようにダウリーを三分類した [Menski 1998]。第一のダウリーは、結婚の儀式の最中に新婦が受け取り、結婚後には彼女自身か夫婦が用いるものとなるプレゼント、宝石、家財などの資産である。第二のダウリーは、結婚の祝い事における特に新婦側親族による極端な消費行動である。「このような結婚時の出費は、直接的に新婚夫婦の家計に利益をもたらすというよりも、間接的に夫婦の地位の向上に寄与するに過ぎない」。第三のダウリーは、新婦側親族が新郎やその親族から時に要求され、結婚時のみならず結婚後にも夫側の親族に渡る資産である [Ibid.: 41-43]。

同様に、シュリーニヴァースもダウリーの含意を整理した [Srinivas 1984]。その中で、伝統的に尊重された慣習である「カニヤー・ダーン(kanyadan)」や「ストリー・ダン(stridhana)」と「近代的ダウリー」とを混同してはならないとして、「近代的ダウリー」の特徴を指摘している。シュリーニヴァースによれば、近代的ダウリーとは、家財、高価な衣服、宝石などと共に、新婦側親族が新郎側親族に与える多額の現金のことである。「新婦側親族は、新郎の親族集団の交通費を含めた結婚式にかかる全費用を負担しなければならない」 [Ibid.: 11]、「インドの結婚式は過剰な出費を伴うものだが、これは家族の地位だと信じられるものを維持することに関係している」[Ibid.: 27] といった指摘は、メンスキーの第二、第三のダウリーの含意と同様の特徴を持っている。

1-2.「ダウリー」の起源

「ダウリー」は、マヌ法典、リグヴェーダ、ダルマシャーストラなどといったヒンドゥー法の古典に記された婚姻の規定が参照される中で、「ダクシナー(dakshina)」、あるいは「ストリー・ダン」を起源とするとされてきた [Dewan 2000; Sharma 2007; Sheel 1999; Srinivas 1984]。

ダクシナーとは、新婦が新郎に処女のギフトとして与えられる(これを「カニヤー・ダーン」という)際に、補助的に与えられるギフトをいう。ダクシナーが贈与されない限り、結婚は成立したものとみなされない。ダクシナーやカニヤー・ダーンは、ヒン

ドゥーの上位カーストである一部のバラモンの「上昇婚」に付随した慣習だったとされている [Srinivas 1984]。上昇婚」とは、新婦の家族の地位が新郎の家族の地位よりも劣位の場合に、新婦がギフトを持参して嫁ぎ、自身の家族の地位を「上昇」させようとするものである。上昇婚を慣習とするバラモンは非常に特権的な地位にあり、下位カーストにその模倣を許さないことで自身の地位を保った。

一方で、主に下位カースト集団や貧困層の慣習とされるものには「ブライド・プライス(婚資)」がある。ブライド・プライスとは、新郎側親族が結婚時に新婦側親族に与える現金、サリー、宝石類といったわずかな資産を指す。下位カーストは、ブライド・プライスを廃止してダウリーを慣習化すること、つまり上位カーストを模倣しようと試みた。例えば、マイソール・マンディヤ地方の有力カーストであるオッカリガ(Okkaliga)は、1930年代以降ブライド・プライスからダウリーへ慣習を移行しようと試みた。これは、教育を受けたオッカリガの若者がブライド・プライスの授受を花嫁の売却行為であると考えるようになったためである [Srinivas 1984: 26-27]。

ストリー・ダンとは、「女性の財産」を意味し、結婚時か結婚後に新婦側親族が新婦自身に与え、結婚後も新婦の管理下に置かれる財産をいう。バスは、ストリー・ダンを古代からの尊重された慣習の1つとし、「現代的なダウリーの肯定的な起源」とみている[Basu 2005]。一方、タンバイヤは、結婚時に娘に与えられた後にその一部が彼女の管理下に置かれるため、ダウリーを生前贈与財産であるとし、ダウリーとストリー・ダンとに同一性を主張した[Goody and Tambiah

³ ただしフージャによれば、ラージブートの間では、13 世紀から 14 世紀には威厳を示すために多額の現金や財産が結婚時に受け渡されていた [Hooja 1969]。現代のラージプートのダウリーの慣習について論じた研究にはミンターン Mintum [1993] がある。

⁴ シュリーニヴァースは、「北インドではダウリーは上昇婚に不可欠なものとされている。上昇婚は、同じジャーティの中での上位層、あるいは氏族(クラン)出身の男性と結婚するという慣習であり、女子は上位集団に嫁ぐべきで、決して下位集団に嫁ぐべきではないと認識されている。一方で、マッキム・マリオット [Marriott 1955] は、女子が与えられることによって受け取る家族が優位になり、同時に、女子を与えることによって提供する家族が労位になると主張する。しかし、このように上昇婚を捉えるのはマリオットだけである」と指摘している「Grinters 1984」

⁵ サンスクリット原典におけるストリー・ダンの規定については、アルテカール Altekar [1956]、ナーラング Narang [1990]、山崎 [1957] に明らかにされている。

1973]。これに対しては、バスが「たとえ財産分与の 形態をとったとしても、ダウリー(姻戚に対する衣服 や宝石のギフトを除いた額)が新婦の資金となるか否 かという問題は議論の分かれるところである」と指摘 するように [Basu 2005: xvii]、多くの研究者から、実 際上のダウリーは結婚後に新婦自身の財産となるこ とはなく、夫やその親族によって用いられており、新 婦は単なる資産の運び手に過ぎないという実情が指 摘され、批判が集中した [Agarwal 1988; Sharma 1980]。

2. ダウリーの変容と拡大

2-1. 植民地統治の影響

ダクシナーやストリー・ダンといったサンスクリット原典に規定された慣習は、ダウリーの起源とされてはいるが、それらとダウリーとを同様の慣習とみなしたり、そこに直線的な連続性を見出したりすることについては、多くの研究者が否定的である。

ダウリーの変容と拡大の背景には植民地主義の影 響が指摘されている [Oldenburg 2002; Sheel 1997, 1999; Srinivas 1984]。イギリス植民地政府は、社会問題化さ れていた女児殺し。はヒンドゥーのダウリーの支払い への懸念に起因するとし、また、ダウリーが原因とさ れる貧困の削減に向けて結婚費用を制限することを 試みた [Oldenburg 2002; Bhatnagar et al. 2005: 116]。オ ルデンバーグによれば、これは問題をヒンドゥーの 「文化」に負わせて、植民地の家父長的支配を正当化 するものだった。オルデンバーグは、ダウリーを慣習 としない下位カーストにおける女児殺しの事実を指 摘することで、女児殺しを上位カーストのヒンドゥー の問題だとする植民地政府の論拠を否定した。そして、 植民地統治下における貧困の拡大は、むしろ植民地政 府の土地収入政策に帰する問題であること、また、男 児偏好は、財産主としての「男性」の構築や、軍での 高給な雇用の創出が背景にあることを指摘した [Oldenburg 2002].

シュリーニヴァースもまた、植民地期に経済が貨幣 化され、高給の雇用が創出されたことをダウリー拡大 の要因として挙げ、植民地主義の影響を主張している。 また、「新郎側親族に新婦側親族が要求された高額な 現金、宝石、衣服、家財と、ダクシナーを同等とみなすことは、それらと古代の尊重された慣習とを結びつけることによって近代の『モンスター』を正当化することだ」として、ダウリーがインド古来の慣習であることを強く否定し、植民地統治以後の「近代的産物」であると明確に述べている[Srinivas 1984: 13]。

さらにシールは、インドに居住するイギリス人(アングロ・インディアン)が支配する裁判所が、バラモンの結婚慣習こそヒンドゥー法、慣習法、イギリス法の観点から最も標準的であり合法的であるとした結果、結婚時の財産移動がブライド・プライスからダウリーへと「サンスクリット化」7し始めたと指摘し[Sheel 1997: 1711-1712]、植民地国家がバラモンの伝統を創造し、バラモンの結婚慣習の普及に加担したことが、大部分のサブカーストや階級にダウリーの制度化と拡大が及んだ要因であると主張している [Ibid::1717]。また、かつてブライド・プライスを慣習としていた地域において、ブライド・プライスからダウリーへ移行することが「進歩」だとみられていたこともダウリー拡大の要因に挙げた [Ibid::1712]。

2-2. ブライド・プライスの衰退

ブライド・プライスからダウリーへの変化の要因については、経済的視点からも論じられている。ラージャラーマンによれば、ブライド・プライスからダウリーへの変化は、家事や子育てといった妻の無給労働の貢献度が妻の維持費よりも低い時や、妻の有給労働の貢献度が、無給労働から妻の維持費を引いた額より低い時に起こる [Rajaraman 1983]。

また、ブライド・プライスが女性の生家におけるその労働力の損失に対する補償であるのに対し、ダウリーを、市場経済において役割を果たさず、経済的負担となる女性を嫁がせることに対する補償であると捉える言説がある。シュリーニヴァーサンとリーは、「歴史的にダウリーは上位カーストに実践されてきた。上位カーストの女性の家計に対する経済的貢献は極め

⁶ 女児殺しをめぐるイギリスの諸政策の特徴を論じた研究には粟屋 [2011] がある。

⁷ シュリーニヴァースが提唱した概念。バラモンの慣習を「中位」・「下位」のカースト集団が採用することで社会的上昇移動を図ることをいう [Srinivas 1952: 30]。 ただし、シュリーニヴァース自身は、「ダウリーは『西洋化』した後にバラモンの慣習になったため、他者がダウリーをバラモンから模倣していたとしても、『サンスクリット化』とは呼べない」としている [Srinivas 1984: 22]。

て限定的であるが、一方で下位カーストの女性は家計への経済的貢献者であった。これが下位カーストにブライド・プライスが一般的だった所以である。」と指摘した [Srinivasan and Lee 2004: 1108-1109]。ダウリー問題を1つの論題とした先述の「インドの女性の地位に関する委員会」では、1921年から1971年の50年間のうちに賃労働をする女性の数が劇的に減少し、女性が経済的負担と見られるようになったため、娘の両親は新郎に娘の維持費をダウリーとして支払わなくてはならなくなり、それゆえにダウリーの支払いはますます拡大傾向にあると報告された [Committee on the Status of Women in India 1975: 69-77]。ブライド・プライスからダウリーへの移行は女性の地位の低下を示唆するとも指摘されている [Boserup 1993 (1973); Goody 1973]。

このように、女性の労働価値や経済的貢献度の悪化 という側面からダウリーの拡大を分析することに対 して、バスは、「様々な文化的要因を完全に無視して いる。ブライド・プライスやダウリーを、もっぱら『労 働価値』と見なすことは適切か。結婚時の金品の流れ の逆転は、家父長制の影響とはとれないか。」と指摘 している [Basu 2005: xii]。とりわけラージャラーマン によるダウリーの経済的解釈は、ダウリーの実践に影 響を及ぼす社会的・文化的要因を見落としているとの 批判が寄せられた [Mukund 1999: 1357]。 グジャラー トの下位カーストでは、ブライド・プライスとダウリ ーとが共存し、結婚時に多様な支払いの形態がある [Randeria and Visaria 1984: 652]。また、ブライド・プ ライスは、「女性の家計への貢献が認知されているこ とを示すものでもなく、生産的な家族構成員の損失に 対する支払いでもなく、娘の父親と父系集団に対する それまでの娘のための出費に対する補償である」とい うラージャスターンのギラーシア (Girasia) の事例が 挙げられた [Unnithan-Kumar 1997]。このように、女 性の労働価値や経済的側面からのみダウリーを分析 することには、主に文化人類学や社会学の領域から実 態との乖離が指摘され、疑義が呈されている。

2-3. マリッジ・スクイズ

ダウリーの拡大と高額化の要因を、結婚適齢期の 人口の男女比に求める議論がある [Rao 1993]。イン ドの人口比は女性に比して男性の方が大きい。しかし、ラオによれば、インドでは総じて男性の結婚年齢の方が高いこと、また、人口成長が続いていることによって、結婚適齢期の男性とその女性の割合は女性の方が大きくなる。このような「結婚市場における女性の供給過多」(マリッジ・スクイズ)が、結婚適齢期の男性の価値の高騰に作用したために、ダウリー額が上昇した [Ibid: 666-667]。

また、ビリングは、1950年代から 1960年代にかけての急激な人口成長と、男性の州外への移住が作用して、ケーララにおいてマリッジ・スクイズ現象が生じたことを指摘した [Billing 1992: 198]。これに対してコドットゥは、「ケーララの出生率は 1950年代以降安定期に低下しており、1990年代には 1.8 を記録した。また、1961年から 1971年の間の人口成長率は 26.3%だったのに対して、1991年から 2001年の間には 9.4%にまで低下している。つまり、マリッジ・スクイズは緩和しているとすべきである。」と論じた [Kodoth 2010: 194]。また、マリッジ・スクイズ現象は北インドには当てはまるが、南インドには当てはまらないという地域差が指摘されている「Dalmia and Lawrence 2009]。

2-4. 南インドへの拡大

北インドの一部のバラモンの慣習を起源とする「ダ ウリー」が、南インドにも拡大した経緯は多様に論じ られてきた。

女性が土地の相続者となる、あるいは、土地をダウリーの一部として相続する南インドの地域において、親族集団内で結婚したり、結婚後に妻方居住ないし母方居住をとったりすることには、土地の拡散を防ぐ目的があった [Mukund 1999; Srinivasan 2005]。シュリーニヴァーサンによれば、個人が耕地を入手できることと、農業において女子労働が求められていたことが、タミル・ナードゥに同族結婚が一般的であった背景にある。しかし、近年、タミル・ナードゥの親族関係は北インドの形式へと変化しており、その背景には新たなダウリーの慣習化がある [Srinivasan 2005]。シュリーニヴァーサンは、「1970 年代末の灌漑設備導入に伴う水田耕作の発展に際し、女性の労働力の需要が増したが、ダウリーの慣習化は防げなかった」ことを指摘

した上で、「女性が賃労働することが必ずしも女性の地位向上にはつながらない」と主張した [Ibid.: 601]。また、家格を上げるために新郎側親族が要求していないにもかかわらず新婦がダウリーを支払う事例や、嫁ぎ先での「安全」を確保するために、娘が親にダウリーを要求する事例等を挙げて、南インドにおいてもダウリーが慣習化された背景にある多重的要因を明らかにした [Ibid.: 600-608]。

ケーララでは、かつて多くのコミュニティが母系制 度下にあり、母系制集団にはダウリーの慣習はなかっ た [Kodoth 2008]。しかし、現在はケーララにおいて もダウリーの交渉や授受は一般的な現象となってい る。リンドバーグによれば、ケーララのカシュー労働 者のような指定カーストに属するヒンドゥーは、大部 分がブライド・プライスを慣習としていたが、1920年 から 1970 年の間にブライド・プライスからダウリー へと慣習が変化し、とりわけ 1970 年以降にダウリー が増額した。1960年代から1970年代にかけて失業し、 中東の湾岸(ガルフ)諸国へ移住した若年男性の送金 によってダウリーの支払いが容易になったこと、農地 改革によって分配された土地がダウリーとして夫側 親族へ渡ったこと等が、貧困ゆえにダウリーの支払い が不可能だったコミュニティにもダウリーの慣習化 が及んだ背景にある[Lindberg 2005]。ウィルハイトは、 州都ティルヴァナンタプラムの中間層では、20世紀半 ばから、土地、現金、宝石が一般的なダウリーとなっ た8ことを明らかにした「Withite 2008」。また、土地と 宝石のダウリーの総額は1950年代以降増加したが、 これは農地改革の際の土地の分配とガルフ移民の送 金の増加に起因するとして、リンドバーグと同様の点 を指摘している。

社会変容の中で、南インドのコミュニティでも結婚を通じて社会的地位を誇示するための「文化資本」を構築することが模索され始めた [Osella and Osella 2000]。また、ダウリーを伴う上昇婚が普及するにつ

れ、同族結婚に特徴的な交叉イトコ婚が減少傾向にあることは[Srinivasan 2005: 602]、ダウリーの慣習化が、南インドにおける家族形態そのものの変容にも大きく作用したことを示唆している¹⁰。

2-5. ムスリムコミュニティへの拡大

ダウリーの慣習化はインド社会だけでなく、パキス タンやバングラデシュ、スリランカといった近隣諸国 にも及んでいる。

元来ダウリーを慣習としないムスリムが大勢を占 めるバングラデシュ社会においても、ダウリーの慣習 は定着をみた。ロザリオによれば、バングラデシュに おいてヒンドゥー以外のコミュニティにダウリーが 慣習化されたのは近年の現象である [Rozario 2009]。 ブライド・プライスからダウリーへ変化した時期は地 域によって異なるが、ダカにおいては 1970 年代初頭 に次第に変化し始めた [Ibid.: 33]。また、バングラデ シュの農村女性にとって、1990年代に起きた最も重大 なことはマイクロ・クレジットの発展であるが、「実 際にはマイクロ・クレジットはダウリーの慣習の継続 化に寄与しただけでなく、農村家族が要求し、あるい は支払うダウリーの増額をも助長した」として、マイ クロ・クジットで得た収入の主たる用途の1つがダウ リーである実態を明らかにした [Ibid::47-48]。エステ ヴェ・ヴォラートは、1970年代からバングラデシュ農 村部のムスリムコミュニティの間でダウリーが急速 に慣習化したこと、また、高額なダウリーを与えられ た夫婦ほど離婚に至らないことを指摘した [Esteve-Volart 2004]。その上で、当該地域のムスリム のダウリーには、イスラーム法で認められた夫による 一方的な離婚を阻止するための、新婦の両親による娘 の婚姻関係の保障の役割や、娘に対する生前贈与財産 の意味合いがあるとした [Ibid.]。

他方でワヒードは、「ジャヘーズ」の実践は、ムスリ

⁸ その他にも、過去20年間のうちに、家具、車、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなどがダウリーに含まれるようになったが、それはこれらが「ギフト」と呼ばれ、ダウリー禁止法の処罰対象から免れるものであるため、また、可視的であり、他者に明示できるためである「Wilhite 2008」。

⁹ 西ベンガルでは土地再分配計画によって分配された土地が、とりわけ小農によってダウリー資金を得るために抵当に入れられる傾向にある [Gupta 2002]。

^{***} 一方で、ダルミアとローレンスによれば、現在、ブライド・プライスの慣習こそみられないが、北インドに比して南インドにおけるダウリーや現金の支払いは低額であり、結婚時の現金の移動は北インドにおいてより一般的な現象である。また、北インドにおいては上昇婚が根強く存在するが、南インドでは同等の経済地位にある集団の中で互恵的な結婚をするという特徴があり、北インドと南インドには結婚慣習に現在もなお相違点がある [Dalmia and Lawrence 2009: 139]。

[&]quot; ムスリムのコミュニティは階層化し、多様であるため、結婚式も地域間あるいは地域内の社会集団ごとに異なる。しかし、ダウリーに関しては、概して「ジャヘーズ (jahez)」と呼んでいる [Waheed 2009:53]。

ムの封建階級と貴族の慣習を起源とする。彼らのライフスタイルは派手で浪費的なものであり、結婚時には高価な嫁入り道具を、富と名声を誇示するために贈与した。」と指摘して [Waheed 2009: 55]、ムスリムにおけるダウリーの慣習化を、ヒンドゥーの実践や過度な消費を好む文化に影響された近年の現象だとする議論を批判した [cf. Ghori 1985]。

2-6. 結婚と人の移動

ダウリーの慣習化とダウリーをめぐる暴力は、インド人の海外移民社会(ディアスポラ社会)にも生じている。例えば、イギリスにおけるグジャラーティーやシク教徒のダウリーの事例が挙げられている [Barot 1998; Jhutti 1998]。メンスキーは、「ダウリー問題の最も難しい側面は、殺人やダウリーに関連した暴力が、いまやデリーや他の南アジア諸地域だけではなく、ロンドンやその他のイギリスの都市、北アメリカの都市部にも拡大しているということである」として、南アジア出身者の抱えるダウリー問題の空間領域が、全世界的に拡大している現況を指摘した [Menski 1998]。

また、グローバル化の進展と共に国境/州境をまたがる人の往来はますます活発化している。近年、次第に女性の移動にも注目が集まるようになり、その中で移動と結婚との間に密接な関連があることが明らかにされた [Parliwala and Uberoi 2008]。移動の誘因にダウリーが関係した事例も複数挙げられている。

ガロは、イタリアで看護師として移住労働をするケーララのシリアン・クリスチャン女性が、自分自身や親戚の女性のためのダウリーの稼ぎ手となり、婚約者がイタリアへ移住する費用までも負担する実態を明らかにした [Gallo 2008]。ケーララでは、「伝統的」な慣習を実践することよりも「良い」ダウリーを与えることの方が、新たに確立した地位や近代性を誇示する手段として理解されているという [Ibid: 191]。

また、アメリカにおいて留学や就職をするタミル・ナードゥのバラモン男性は、"アメリカの結婚相手"を意味する「アメリカ・ヴァラン」と呼ばれ、結婚を通じてコミュニティにおける地位の確立や「社会資本」の蓄積を得ようとするバラモン女性の家族にとって望ましい新郎候補とされている [Kalpagam 2008]。一方で、このような結婚にも多額のダウリーの受け渡

しがあり、浪費的な式典が執り行われる。カルパガムは、ダウリーを介して「アメリカ・ヴァラン」の獲得が争われることで、新婦を受け取る側が与える側より優位に立つというジェンダー関係の「伝統的」な構図が再び強調されると主張した [Ibid.]。

こうした社会的上位層でダウリーが高額化する一 方で、カウルによれば、西ベンガルの貧困家庭では高 額なダウリーを支払えないために、ダウリーを支払っ て州内の男性に嫁がせるのは娘1人に留め、他の娘は ハリヤーナ、ウッタル・プラデーシュ、パンジャーブ 等の遠地へと送る [Kaur 2010]。十分な土地を持たな いことや、失業中であることから地元の女性と結婚で きない男性が、西ベンガルからやってくる女性とダウ リーを介さない結婚をするという。また、チョウドリ とモーハンも、貧困ゆえにダウリーを用意できないべ ンガルやビハール出身の女性は、土地を持たず、高齢 であるがゆえに地域内の女性と結婚できないウッタ ル・プラデーシュの男性に嫁ぐ傾向にあると明らかに した上で、地域間やカースト間を超えた男女の結婚の 背景に、両者の貧困という共通項と娘を送り出す側の 地域におけるダウリーの高額化を指摘した「Chaudhry and Mohan 2011].

3. 司法制度の対応

3-1.「ダウリー禁止法」と関連法の制定

1950年には「ビハール・ダウリー制限法」が、1958年には「アーンドラ・プラデーシュ・ダウリー禁止法」が成立し、法によるダウリーの取り締まりはまずは州レベルで始まった。1961年になって全インド国民に適用されるダウリーの授受行為を禁止する法律、「ダウリー禁止法」が制定された。ダウリー禁止法では「ダウリー」の定義について、「結婚の報酬として結婚時、結婚前、あるいは結婚後に、一方の集団がもう一方の集団に対して、または、双方の集団の両親かその他の人物が、双方の集団かその他の人物に対して、直接的であれ間接的であれ、贈与するか、贈与することが約束された、全ての財産、あるいは証券(valuable security) 12」としている。また、「イスラーム法(シャリーア)が適用される人々の、ダウアー(dower)、またはマフ

¹² インド刑法第30条に規定された Valuable Security と同義である。

ル (mahr) はこれに含まれない」としている [Diwan 2009:60]。

1983 年にはインド刑法第 498 条 A (「女性に対する 夫または夫の縁戚による虐待」) ¹³が規定され、夫など による女性への虐待やダウリーの要求が刑法におい て処罰の対象となった。また、インド証拠法第113条 A の規定によって、既婚女性の自殺が他者からの圧力 によるものだと裁判所が判断する際の「証拠の負担」 が軽減された。それまで裁判所は、被害者の臨終の供 述や状況証拠を重視せず、証拠不十分でダウリーハラ スメントに罪を認めないことが多かった「Samuel 2002; Sheel 1999]。1984年¹⁴には、ダウリー禁止法(1961 年)の「結婚の報酬として」との箇所が「結婚に関連 する」に修正され、ダウリーがさらに幅広く定義され た15。また、罰則が強化され、最低6ヶ月の禁固刑(2 年の延長まで可) と罰金最高 10,000 ルピー (ダウリー 総額が高ければ、そのダウリーの総額分のルピー)と 規定された [Basu 2001] 16。1985年には、「ダウリー 禁止(新婦と新郎に対する贈り物リストの保存)規則に が制定され、結婚時(結婚前あるいは結婚後は不可) に新婦か新郎に与えられる全ての贈り物は、リスト¹⁷ に記述されなければならないと定められた。

1986年にはダウリー禁止法に2度目の修正があり、条文の「あるいは結婚後に」との箇所が「あるいは結婚後のいかなるときも」と変更された。また、「最低5年の禁固刑と罰金最低15,000ルピー(ダウリー総額が高ければ、そのダウリーの総額分のルピー)」に厳罰化された。同年には刑法第304条Bにおいて、結婚後7年以内の女性の死について、死の直前にダウリーの

13 インド刑法第498条Aには、夫かその縁戚が、女性に虐待をした場合、3 年以下の禁固刑に処すと定められている。この場合の「虐待」とは、①女性に自殺を図らせたり、(精神面または身体面において)女性の命、手足、健康に深刻な傷害または危険をもたらしたりする残虐な行為、あるいは、②女性か、その関係者に対して、財産や証券を不当に要求し、女性かその関係者が要求を満たせないことを理由に彼女を威圧する行為としている。

要求に関係した夫か夫の縁戚による虐待、嫌がらせの 事実があり、死因が火傷か身体的な傷害であった場合、 これを「ダウリー死」と定義し、最低7年から終身刑 までの禁固刑を規定した。さらに、インド証拠法第113 条Bには、結婚後7年以内に死亡した女性が、死の直 前にダウリーの要求に関係した虐待、嫌がらせを夫か 夫の縁戚から受けていたと見られる場合、裁判所はこ れを「ダウリー死」とし、虐待していた者が「ダウリ ー死」を引き起こしたと推定すべだと規定された。

3-2. 法の特徴と問題点

ダウリー禁止法の実効力は弱く、1970 年代以降もダウリーの授受とそれに端を発する暴力は増加し続けたため、ダヘージ・ヴィローディー・チェートゥナー・マンチ (Dahej Virodhi Chetna Manch) が25 以上の組織のプラットホームになってダウリー禁止法の修正を働きかけた。その結果、上述の通り1980年代にダウリー禁止法は修正され、厳罰化されるなどの一定の成果をみた[Parliwala 2009]。しかし、ダウリーの根絶は失敗に終わり、連邦女性委員会(National Commission on Women)はダウリー禁止法を「牙のない虎」と形容してその廃棄を提案したほどである[Sheel 1999: 184]。

1950 年代以降規定されてきたダウリーに関する法律の特徴は、裁判の判例から解説されている [Bhatnagar and Awasthi 1996; Dewan 2000; Diwan and Diwan 1995; Sharma 2007]。例えばデュワンは、ダウリー禁止法 (1961 年) とその修正法 (1984 年、1986 年)、また、州レベルでの修正法を詳説した上で、裁判の中で明らかにされた状況証拠や被害者の臨終の供述、目撃者の証言などの実状を多様な判例を基に論じた [Dewan 2000]。

ダウリー禁止法では、強い要求があったとしても、ダウリーを与えた者は受け取った者と同等に処罰の対象とされている。これについてバスは、被害者の死亡や報復の目的がない限りダウリーを告発するインセンティブはないと指摘した [Basu 2009]。また、ダウリーを「慣習なのか強制なのか、また、贈り物なのか要求に応じたものなのか、明確に区別できないために実効力を持てないダウリー禁止法は、女性運動に対する国家のシンボリックな返答の位置づけに留まっている」と主張した [Ibid: 181-182]。ストーンとジェ

¹⁴ 施行は1985年10月2日である。

⁵ 州レベルでも「ダウリー禁止法」を修正し、州独自の「ダウリー禁止法」を制定している。1975 年には西ベンガル州が、1976 年にはビハール州、ハリヤーナ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、オリッサ州、パンジャーブ州が、1978 年にはヒマーチャル・プラデーシュ州(2 度目の修正)がダウリー禁止法の修正法を成立させている。

^{16 1961}年の「ダウリー禁止法」では、最長6か月の禁固刑と最高5,000 ルビーの罰金を罰則として設けていた。

[&]quot;リストには、①各贈り物の簡単な説明、②贈り物のおよその額、③贈り主の名前、④贈り主と新婦・新郎との関係を記述し、新婦と新郎両者が署名をする。

ームズも、事実上のダウリーが結婚時の「自発的な贈り物」として合法化され得ると指摘している [Stone and James 1995]。また、サクセナは、ダウリー禁止法 (1984年)の「結婚に関連する」という規定について、「資産や証券は、過去、現在、未来のどの時点においても、結婚に関係して要求され、与えられなければダウリーとは認められない。結婚後に妻の両親から夫の親族に与えられた資産については、結婚前か結婚時に、結婚のための資産として与えられることを同意されていなければならない。」として、結婚後に夫の親族から要求される資産がダウリーとして認められにくい実態を指摘した「Saxena 2007]。

他方で、妻やその親族が実態のないダウリーハラスメントを裁判所に訴えることによって、夫やその親族を禁固刑に処そうとしたり、自殺に追い込んだりする「刑法 498 条 A ¹⁸の悪用」が問題になっている。シャルマは、女性の犠牲を防止するためのダウリー禁止法の修正が、女性によって、無実の夫とその親族を恐喝し、悩み苦しませるために悪用される傾向にあると指摘した[Sharma 2007: 143-144]。

4. 「ダウリー問題」をめぐる女性運動

4-1. ダウリーと暴力

インド犯罪統計局(National Crime Records Bureau)では、ダウリー禁止法、刑法第 498 条 A(女性に対する夫または夫の縁戚による虐待)、第 304 条 B(ダウリー死)に関する事件の年間統計を報告している
[National Crime Bureau 2010]。ダウリー禁止法などの規定にも関わらず、ダウリー死の件数は増加傾向にあり、2010 年には 8,391 件が報告された [Ibid.] ¹⁹。

こうしたダウリーをめぐる暴力とその要因については多様に分析されてきた [Bloch and Rao 2002; Garg 1990; Rudd 2001; Stone and James 1995]。ガルグは、ダウリー死を、焼殺、絞殺、刺殺、毒殺などに分類し、裁判の判例からそれぞれの実態を明らかにした [Garg 1990]。

ダウリーの要求を満たせないことで灯油を降りか

けて妻を焼き殺す事件は「焼かれる花嫁(Bride Burning)」として特に注目を集め、同時に、寡婦が夫 の棺の中で生きながらに焼かれ死ぬ「サティー」を想 起させた。ストーンとジェームズによれば、死、火、 女性の献身/純潔の連関は、現代の焼かれる花嫁と古 代の上位カーストの慣習であるサティーとにパラレ ルな関係を見いだす書き手によって注目されてきた [Stone and James 1995]。スタインは、サティーとは、 女性の唯一のステータスが結婚であるような社会に おいて、結婚不可能となった女性たちが余計な存在と して顕在化する現象であると指摘した上で、「サティ ーとダウリー問題はインド社会に独身の女性が受容 されるまで存続するだろう」という見解を示して、両 者の背後に結婚を絶対視する社会の特性があること を主張した [Stein 1988]。これに同意してストーンと ジェームズは、「娘を嫁がせること(また、離婚した 女性はインド社会において拒否され、脅威とされるた め、既婚の状態を保つこと) へのプレッシャーはすさ まじいものであり、ダウリーハラスメントも加わって 娘の両親を弱い立場に追いやる」と指摘した「Stone and James 1995]。また、ダウリー殺人が多発する要因 には、伝統的に女性が家産や結婚の取り決めに関与で きないという問題に加えて、多産が尊ばれなくなるこ とでかつて女性が出産を通じて家庭内で持ち得た力 が弱まっているという近年の傾向を挙げた [Ibid.]。ブ ロックとラオは、インドの農村におけるダウリーと家 庭内暴力の事例を経済学的視点から分析し、結婚後に も続く夫の妻に対するダウリーの要求と虐待は、妻の 両親から贈られたダウリーの額が低い場合よりも、む しろ高額な場合に多発していることを明らかにしな がら、暴力が資源の再分配の装置となり得ることを主 張した [Bloch and Rao 2002]。

4-2. ダウリー反対運動の展開

レズリーによれば、20世紀初頭にダウリーをめぐって「スネーハラタの自殺」²⁰が注目を集めたが、上述のような「ダウリー死」が特に注目されるようになった

^{18 「}女性に対する夫または夫の縁戚による虐待」

⁹ 統計に表れる数値はあくまで「ダウリー死」として立件された件数 のみであり、告発されなかったケースを想定すれば「ダウリー死」は 統計数値の限りでないと推定される。

²⁰ 1914年1月29日に14歳か15歳だったベンガルの少女、スネーハラタは自殺した。遺書がないために自殺の真相は明らかでないが、彼女の父親を多額のダウリーの支払いから守るためだったとされている[Majumdar 2009: 54]。

のは 1970 年代末になってからのことであるである [Leslie 1998]。1970年代末に、偶発的な「台所の事故」 21とされていた女性の焼死がダウリーの要求に端を発 する殺人であったと「発見」²²され、メディアの関心 を集めた。ダウリーは新しい慣習ではないにも関わら ず 1970 年代末に報道や運動が過熱化した要因につい て、パルリワーラーは、ダウリーが関係すると認識さ れる殺人事件が多発したことを挙げている「Palriwala 1989]。さらに、スブラマニアムらは、1970年代末に なってもダウリー禁止法 (1961年) が実効力をもたな いことに幻滅した女性運動家が、メディアに次第に報 道され始めたダウリーをめぐる死に注目を喚起する ことによって、ダウリーの問題を再提起したと指摘し ている [Subramaniam, Remedios and Mitra 2009: 206-207]。ダウリーは、1970年代末には北インドに限 られる問題だとされていたが、1983年から1984年ま でには全インドの様々な地域の悩ましい問題だと認 識されるようになった [Leslie 1998: 23]。

顕在化し始めた「ダウリー問題」に対して、マヒラー・ダクシャター・サミティ(Mahila Dakshata Samiti)、ストリー・サンガルシュ(Stri Sangharsh)、ナーリー・ラクシャー・サミティ(Nari Raksha Samiti)が、ダウリーの要求が関係した DV 問題や殺人を告発するデモを組織し、時には「結婚の商業化」に抗議する行進を行った [Kumar 1994 cited in Basu 2009]。1978 年に設立された女性組織「マヌシ」²³は、ダウリーの関わる結婚式には出席しないことを誓約する「ダウリー・ボイコット運動」を主導した [Kiswar 1988]。1980 年には草の根レベルの女性運動家や女性組織が一堂に会する第 1 回目の女性運動の全国会議(National Conference)が開催され、1970 年代末以後のダウリー反対運動は最高潮に達した [cf. FAOW 1985 cited in

ダウリー反対運動の特徴は、19世紀末から20世紀初頭にかけて生じたインドで最初の大規模な女性運動と比較されて論じられている。パルリワーラーによれば、19世紀末に始まる女性運動では、寡婦の再婚、幼児婚、女子教育、女性の政治参加などに焦点が置かれ、ダウリーは主たる問題に挙げられなかった。一方で、1970年代末から再び先鋭化した女性運動では、ダウリー問題が運動を通じて解決すべき主たる問題として掲げられた「Parliwala 2009」。

しかし一方で、こうした女性運動ではダウリーの拡大を食い止めることができず、1980年代後半にはその原因が追究され始めた。「マヌシ」の代表であるキシュワールは、ダウリー・ボイコット運動の前線にあった人々や『マヌシ』の読者でさえもダウリーの授受から免れることができなかったことについて、ダウリー廃止の恩恵に預かるはずの若い女性たち自身がダウリーの廃止に消極的である実態を指摘し、その理由に多くの女性がダウリーを両親の財産を得る唯一の手段だとみている²⁴ことを挙げた [Kishwar 1988, 1999]。そして、ダウリー自体は善でも悪でもなく、問題は女性の相続権が確立されていないことだと主張した [Kiswar 1988]。

ダウリー反対運動は、女性が私的空間で経験する虐待に社会的な注目を集め、ダウリーを社会問題として捉え直すための効果を発揮した一方で、様々に批判もされた [Parliwala 2009: 147]。パルリワーラーは、批判の要点を、①ダウリーを事実上女性の唯一の財産権であるかのように位置づけたこと、②女性に対する家庭内暴力や抑圧全てをダウリーの関係した暴力に集約したこと、③女性やその親族、運動家が、ダウリー禁止法を悪用していたこと、④刑法の規定は見当違いな戦略であったにも関わらず、立法を通じてダウリーの撲滅を図ったこと、⑤様々なフォーラムやメディアでダウリーの連鎖的な拡大状況を訴えることが、ダウリーに対する女性運動の失敗を示唆しており、その失敗を反省すべきことという5点に挙げた。

初期のダウリー反対運動では個別的なダウリーの事例やダウリー死、家庭内暴力問題といった直接的暴

Sheel 1999].

 $^{^{21}}$ パキスタンでは火傷による女性の死を「ストーブの死」と呼ぶ [Barot 1998]。

² 反ダウリー団体であるマヒラー・ダクシャター・サミティ (Mahila Dakshata Samiti) は、1978 年に行った最初の調査によって、デリーだけで 350 人以上の女性がダウリー殺人の犠牲になったと告発した [Sheel 1999]。

²³ 1978年にマドゥー・キシュワールとルース・ヴァニタによってニューデリーに創設された女性解放を目指す団体。キシュワールを編集長に据えて翌 1979年には女性雑誌『マヌシ』を創刊した。『マヌシ』はインド各地からの寄稿や読者からの投稿によって編まれる雑誌であり、「ダウリー問題」も主たるテーマの1つである[キシュワール、バニタ編 1990]。

²⁴ 「ヒンドゥー相続法」(1956 年)によって法律上は両親の財産の相続権が男女平等に認められている。

カに注目が集められたが、1980年代後半以降はダウリーの授受行為に内在するジェンダー関係の構造的要因を抽出しようと試みる運動が増加した [Parliwala 2009; Sheel 1999]。バスは、ダウリーをめぐる暴力は可視的な問題であり続けているにも関わらず、1990年代以降、女性運動ではダウリー問題をことさらに取り上げなくなったという [Basu 2009]。

2003 年には「全インド民主女性協議会(All India Democratic Women's Association)」が中心となってダウリーを議論するための全国的な研究会を開催し、ダウリーがインド社会に急速に広まる社会的背景を明らかにしようと試みた [AIDWA 2003]。本研究会は、それに先んじて行われた約 18 州、約 1 万人を対象にした聞き取り調査の結果を議論の基盤としているが、これは 1980 年代初頭の女性運動に対する反省を踏まえて、ダウリーの暴力的な側面にのみに焦点を定めないためであった [Palriwala 2009]。全インド民主女性協議会の調査報告書は、インドの様々な地域の多様なダウリーの実態を知る上で有用な資料である [AIDWA 2003]。

4-3. 「ダウリー問題」の射程

「ダウリー死」や「ダウリー殺人」等のダウリーが 絡む暴力が問題なのか、それともダウリー自体が問題 なのかということについては研究者やフェミニスト の間でも議論が分かれている。トマリンは、「ダウリ 一は、多様な角度から女性を周辺化し、抑圧する可能 性のあるものであり、暴力はその1つの結果に過ぎな い」として、ダウリーが誘発する暴力だけではなく、 ダウリーそのものが暴力性を内包する問題であるこ とを主張している [Tomalin 2009: 9]。一方、メンスキ ーは、「全ての人が大金の相互移動を承認している状 況では、たとえ公の面前で多額の現金の受け渡しがあ ったとしても、それはステータスゲームであり、ダウ リー問題ではない」とし、さらに、「ダウリー問題は、 男性と女性の関係のうちに生じるものとはいえ、一方 が婚姻関係の申し合わせを拒否したり、もう一方が過 剰な要求をして優位な立場を利用したりする場合に のみ生じる」と述べて、妻を受け取る集団と与える集 団の間の不均衡を女性への抑圧であるとする議論を 批判した [Menski 1998: 46-47]。

ナーラーヤンが、西洋社会ではダウリー殺人が「文化による死」と認識されていると最初に指摘して以降 [Narayan 1997]、ダウリーを捉える視点が西洋のフェミニストとインドのフェミニストとで異なることが明らかにされてきた [Basu 2009; Oldenburg 2002; Rudd 2001]。バスは、「西洋のフェミニストは、ダウリーにジェンダー、階級、地域性、消費文化の複雑な絡み合い見るよりも、それを『インドの文化』の問題に帰す」ことを指摘した上で、ジェンダー問題について西洋社会とインド社会の構造的同一性よりも、文化的差異性を強調する西洋のフェミニストの見解を批判した [Basu 2009: 178]。

スブラマニアムらは、インドの国レベルおよび地方 レベルでのダウリー問題の射程と、国際レベルでのそ れとを比較する中で、「とりわけ西洋のフェミニスト による学術研究やメディアは、ダウリーの問題を最終 的に表出する暴力に集約したり、ダウリーをめぐる暴 力や死を南アジアの『文化』の産物と考察したりする 傾向にある」と分析し、国際連合などの国際レベルで は「ダウリー死」にばかり注目が集まり、ダウリーそ のものが問題であるとは認識されていないと指摘す る [Subramaniam, Remedios and Mitra 2009: 198]。それ は、国際組織がダウリーを、ジェンダーが作用する文 化実践としてではなく、暴力の問題として捉えること によって、文化相対主義論争を回避し、開発途上国に おける文化実践に対してセンシティブであることを 明示しようとするためである [Ibid::219]。 スブラマニ アムらは、「ダウリーのような慣習を公然と非難しな いことで、国際レベルの組織や活動家は、社会的実践 を通じて女性が軽視される結果を、黙認、あるいは無 視しているように映る」と主張した「Ibid.: 219]。

一方で、ダウリーをステータスの象徴や両親からの 愛情表現であると肯定的にみている女性も多い [AIDWA 2003; Basu 2005; Palriwala 2009]。バスは、「過剰な消費とステータスや感情との関係は、非常に複雑な問題である。(家族の)繁栄や階級が、結婚式で誇示される富によって露呈するのだとすれば、女性特に中間層やエリート出身――は、ダウリーのない結婚にはあまり気が進まないのではないだろうか。女性が愛情や尊重のしるしとしてダウリーを支持するというように、女性のエージェンシーが混乱に陥るとき、

フェミニストの戦略に、何を手段とすべきで、誰を改 革の焦点に定めるべきかといった最も難解な問題が 生じる。」と指摘する [Basu 2005: xx]。 スタインもま た、「ダウリーは、肌の黒さのような結婚市場におい て不利とされる条件を帳消しにするために用いられ るだけでなく、女性に威厳や地位を与えるものだと若 い女性たちが信じている」ことを指摘した[Stein 1988]。 肌の色や年齢といった「女性性」が、要求されるダウ リーの額に影響を及ぼすという実態は他の研究でも 明らかにされている [Kodoth 2008, 2010; Philips 2004]。 コドットゥによれば、ケーララのナーヤル (Nair)・コ ミュニティでは、高齢である、肌の色が黒いなどとい った、「女性性が不足した状況」にのみダウリーが要 求されると認識されている [Kodoth 2008, 2010]。高齢 になるにつれダウリー額が上昇すると信じられてい るために、退学させてでも若年のうちに娘を嫁がせよ うとする傾向は多くの研究に指摘される問題である。

他方でダスは、娘を殺された後に精力的にダウリー反対運動に参加している母親の例を挙げた上で、「しかし、嫁を焼くのは、他の女性たち、他の母親たちなのだ。この最も悩ましい現実が、女性組織のデモに影を落とす。私たち女性が、私たち自身の分裂を許す限り、また、私たちを女性としてではなく、男性の妻として、あるいは母として見ている限り、私たちの闘争に望みはない。私たちが私たちの破壊者なのだ。」と主張する [Das 1979]。姑から嫁へのダウリーハラスメントは、女児殺し、女児堕胎や宗教間対立時の女性の暴力への加担と共に、「女性に対する女性の暴力」に挙げられ、女性を一概に「犠牲者」とは呼べない複雑な状況を形成している [cf. Gangoli and Rew 2011]。

おわりに

本論考で概観したように、「ダウリー」は歴史学、 経済学、社会学、文化人類学、法学などの学問分野に おいて多様に議論され、研究されてきた。そのなかで、 「ダウリー死」などのダウリーに関連する顕在化した 暴力の側面を「問題」とすることについては一定の同 意がなされた一方で、ダウリーそのものに「問題性」 を認めるか否かといったことについては、未だ議論は 錯綜状態である。それは、「ダウリー」が地域やコミ ュニティ、また、時代によって異なる様相を呈する慣習であるために、インド社会、近隣諸国、海外のディアスポラ社会における多様な「ダウリー」の意味に同一性を認めることは不可能だということを示唆している。ダウリーの実態を調査する際には、ダウリーを生きた実践と捉え、まずはその土地やそこに住まう人々の「ダウリー」の特徴を分析することが重要になろう。

また、ダウリーは、結婚というライフサイクルの特別な時点において授受される資産である一方で、結婚時に限定されない個々人のライフサイクル全体に関わる側面を持つ。つまり、ダウリーが交渉され、用意されるまでの過程や、贈与された後の用途まで射程に入れた際、ダウリーをめぐる問題が人々の日常生活を少なからず規定している事実が明らかになる。こうしたダウリーの「日常性」を捉える視座が、直接的暴力のみにダウリーの問題を集約しない上で重要になる。個別具体的なダウリーの実態を指摘する研究から進展させるためには、ダウリーをめぐる日常的な行動と、その行動に影響を及ぼす社会の変容をグローバルな動向も含めて分析することが求められる。

近年の人の移動の活発化や消費文化の確立が、ダウリーの高額化や結婚の「商業化」を促すと同時に、家族やコミュニティの地位を確たるものにするといった潮流は、社会の政治経済的変化に作用されてダウリーが「近代化」されながらも、最も重要視される家族の構図は温存され、むしろ「伝統化」されることを示唆する。つまり、動的な社会が慣習の変容を助長するその一方では、家族の家父長的構造とカースト・コミュニティ間のヒエラルキーが強固に存在するのである。こうした社会的状況には、ジェンダー、カースト、階級といった複数のベクトルの交錯関係を見てとれよう。「ダウリー問題」を論じる際には、如何なる学問分野においても、ダウリーの授受行為に内在するこれらのベクトルの作用を見落とすべきではない。

「焼かれる花嫁」と「金や宝石で飾られた美しい花嫁」とを接続する権力関係を抽出することが、表面的なダウリーの分析に留まらないための要件ではないだろうか。

参考文献

- Agarwal, B., 1994, A Field of One's Own: Gender and Land Rights in South Asia, Cambridge: Cambridge University.
- AIDWA (All-India Democratic Women's Association), 2003, The Expanding Dimensions of Dowry, New Delhi: All India Democratic Women's Association
- Altekar, A. S., 1956, The Position of Women in Hindu Civilization, From Prehistoric Times to the Present Day, Delhi: Motilal Banarsidass.
- Amin, S. and Mead Cain, 1997, "The Rise of Dowry in Bangladesh," In G. Jones, R. M. Douglas, J. C. Caldwell, and R. M. D'Souza, eds., *The Continuing Demographic Transition*, Oxford: Clarendon Press, pp. 290-306.
- Anderson, S., 2003, "Why Dowry Payments Declined with Modernization in Europe but Are Rising in India," *The Journal of Political Economy*, 111-2, pp. 269-310.
- Awasthi, S. K. and U. S. Lal, 1986, Law Relating to Dowry Prohibition: as Amended by Act no. 63 of 1984 Inforced from 2nd October, 1985, Allahabad: National Law Agency.
- 粟屋利江、2011、「「女児の命をめぐる」闘争:英領期インドにおける女嬰児殺しをめぐって」、粟屋利江、松本悠子編、『人の移動と文化の交差』(ジェンダー史叢書第7巻)、明石書店。
- Barot, R., 1998, "Dowry and Hypergamy among the Gujaratis in Britain," In Werner Menski, ed., South Asians and the Dowry Problem, Stoke-on-Trent: Trentham Books Limited, pp.163-174.
- Basu, M., 2001, Hindu Women and Marriage Law: From Sacrament to Contract, New Delhi: Oxford University Press.
- Basu, S., ed., 2005, Dowry & Inheritance, New Delhi: Women Unlimited.
- ———, 2009, "Legacies of the Dowry Prohibition Act in India," In Tamsin Bradley, Emma Tomalin, and Mangala Subramaniam, eds., *Dowry:*Bridging the Gap between Theory and Practice, New Delhi: Women Unlimited, pp. 177-196.
- Bhatia, S. C., ed., 1988, Social Audit of Dowry Legislation, University of Delhi, Legal Literacy Project.
- Bhatnagar, J. P., 1991, Cases & Materials on Dowry Prohibition Act, 1961 with State Amendments: Alongwith Dowry Death & Bride Burning Cases, Allahabad: Ashoka Law House.
- Bhatnagar, J. P. and S. K. Awasthi, 1996, Dowry Prohibition Act, 1961 Alongwith Dowry Death & Bride Burning Cases with State Amendments, New Delhi: Ashoka Law House.
- Bhatnagar, Rashmi Dube, Remi Dube, and Reena Dube, 2005, Female Infanticide in India, Albany: State University of New York Press,
- Billing, M. S., 1992, "The Marriage Squeeze and the Rise of Groomprice in India's Kerala State," Journal of Asian Studies, 50, pp. 341-360.
- Bloch, F. and V. Rao, 2002, "Terror as a Bargaining Instrument: A Case Study of Dowry Violence in Rural India," *The American Economic Review*, 92-4, pp. 1029-1043.
- Boserup, E., 1993 (1973), Women's Role in Economic Development, London: Earthscan Publishers.
- Bradley, T., Emma Tomalin and Mangala Subramaniam, eds., 2009, *Dowry: Bridging the Gap between Theory and Practice*, New Delhi: Women Unlimited,
- Butalia, S., 2002, *The Gift of a Daughter: Encounters with Victims of Dowry*, New Delhi: Penguin Books India. (スパドラー・ブタリアー、 2005、『ダウリーと闘い続けて: インドの女性と結婚持参金』、鳥居千代香訳、柘植書房新社。)
- Chaudhry, S. and Taneesha Devi Mohan, 2011, "Of Marriage and Migration: Bengali and Bihari Brides in a U. P. Village," *Indian Journal of Gender Studirs*, 18-3, pp. 311-340.
- Committee on the Status of Women in India, 1975, Towards Equality: Report of the Committee on the Status of Women in India, New Delhi: Government of India Ministry of Education and Social Welfare.
- Dalmia, S. and Pareena G Lawrence, 2005, "The Institution of Dowry in India: Why It Continues to Prevail," *The Journal of Developing Areas*, 38-2, pp. 71-93.
- ———, 2009, "Trends and Patterns in Dowry Transactions: Evidence from North and South India," In Tamsin Bradley, Emma Tomalin and Mangala Subramaniam, eds., *Dowry: Bridging the Gap between Theory and Practice*, New Delhi: Women Unlimited, pp. 115-144.

Das, M., 1979, "Women Against Dowry," Manushi, July/Aug., pp. 15-17.

Deshpande, V.S., 1995, Women and the New Law: With Particular Reference to the New Law of Rape, being the Criminal Law Amendment Act, 1983, and New Law of Dowry, Being the Criminal Law (Second Amendment) Act, 1983, Chandigarh: Publication Bureau, Panjab University.

Dewan, V. K., 2000, Law Relating to Dowry Prohibition: An Up-to-Date, Lucid and Exhaustive Commentary with Case Law on the Dowry Prohibition Act, 1961, New Delhi: Orient Law House.

Diwan, P., 2009, Family Law, Faridabad: Allahabad Law Agency.

Diwan, P. and Preeyushi Diwan, 1995, Dowry and Protection to Married Women, New Delhi: Deep & Deep.

Esteve-Volart, B., 2004, "Dowry in Rural Bangladesh: Participation as Insurance against Divorce," London School of Economics.

FAOW, 1985, "Perspectives for the Autonomous Women's Movement in India," A Report of National Conference, Bombay.

Gagoli, G and Martin Rew, 2011, "Mothers-in-Law against Daughters-in-Law: Domestic Violence and Legal Discourses around Mother-in-Law Violence against Daughter-in-Law in India," Women's Studies International Forum, 34, pp. 420-429.

Gallo, E., 2008, "Unorthodox Sisters: Gender Relations and Generational Change among Malayali Migrants in Italy," In Rajini Palriwala and Patricia Uberoi, eds., Marriage, Migration and Gender, Los Angeles: Sage Publications, pp. 180-212.

Garg, A.S., 1990, Bride Burning: Crime against Women, New Delhi: Sandeep Publication.

Ghori, U.H., 1985, Islami Nizam-e-Muaasharat Aur Jahez ki Rasam, Delhi: Markazi Maktab-e-Islami Press.

Goody, Jack, and S.J. Tambiah, 1973, Bridewealth and Dowry, Cambridge: Cambridge University Press.

Gupta, J., 2002, "Women Second in the Land Agenda," Economic and Political Weekly, 37-18, pp. 1746-1754.

Hooja, S. L., 1969, Dowry System in India: A Case Study, Delhi: Asia Press,

Jhutti, J., 1998, "Dowry among Sikhs in Britain," In Werner Menski, ed., South Asians and the Dowry Problem, Stoke-on-Trent: Trentham Books Limited, pp. 175-198.

Kalpagam, U., 2008, "America Varan' Marriages among Tamil Brahmans: Preferences, Strategies and Outcomes," In Rajini Palriwala and Patricia Uberoi, eds., Marriage, Migration and Gender, Los Angeles: Sage Publications, pp. 98-121.

Kapadia, K. M., 1958, Marriage and Family in India, London: Indian Branch Oxford University Press. (K.M. カパディア、1969、『インドの婚姻と家族』、山折哲雄訳、未来社。)

Kaur, R., 2010, Bengali Bridal Diaspora: Marriage as a Livelihood Strategy, Economic and Political Weekly, 45-5, pp. 16-18.

Kishwar, M., 1988, "Rethinking Dowry Boycott," Manushi 48, pp. 10-13.

_____, 1999, Off the Beaten Track, New York: Oxford University Press.

Kishwar, M., Ruth Vanita, 1984, In Search of Answers: Indian Women's Voices from Manushi, London: Zed Books. (マドゥー・キシュワール、ルース・バニタ編、1990、『インドの女たち: 『マヌシ』からの報告』、鳥居千代香訳、明石書店。)

Kodoth, P., 2008, "Gender, Caste and Matchmaking in Kerala: A Rationale for Dowry," Development and Change, 39-2, pp. 263-283.

———, 2010, "The Institutionalization of Dowry in Kerala," In K. Ravi Rama, ed., Development, Democracy and the State, New York: Routledge, pp. 192-203.

Kumar, R., 1994, "The Campaign Against Dowry," In The History of Doing: An Illustrated Account of Movements for Women's Rights and Feminism in India, 1800-1990, New Delhi: Kali for Women.

Lakshmi, C. S., 1989, "On Kidneys and Dowry," Economic and Political Weekly, 24-4, pp. 189-190.

Leslie, J., 1998, "Dowry, 'Dowry Deaths' and Violence against Women: A Journey of Discovery," In Werner Menski, ed., South Asians and the Dowry Problem, Stoke-on-Trent: Trentham Books Limited, pp. 21-35.

Lindberg, A., 2005, Modernization and Effeminization in India Kerala Cashew Workers since 1930, Copenhagen: NIAS.

Majumdar, R., 2009, Marriage and Modernity: Family Values in Colonial Bengal, New Delhi: Oxford University Press.

Menski, W., ed., 1998, South Asians and the Dowry Problem, Stoke-on-Trent: Trentham.

Mintum, L., 1993, Sita's Daughters: Coming out of Purdah, New York: Oxford University Press.

172 インドにおける「結婚持参金(ダウリー)問題」の諸相

Mishra, P., 2000, Women in South Asia: Dowry Death and Human Rights Violations, Delhi: Authorspress.

Mukund, K., 1999, "Women's Property Rights in South India: A Review," Economic and Political Weekly, 34-22, pp. 1352-1358.

Nadagouda, Sharada G, K. Saroja, Aruna Rao, 1992, "Influence of Socio-Economic Factors on the Employed Hindu Woman's Attitutde towards Dowry," *Indian Journal of Social Work*, 53-4, pp. 679-688.

Nair, P. T., 1978, Marriage and Dowry in India, Calcutta: Minerva.

Narang, B. S., 1990, Concept of Stridhana in Ancient India, Delhi: Parimal Publications.

Narayan, U., 1997, Dislocating Cultures: Identities, Traditions, and Third-World Feminism, New York and London: Routledge. (ウマ・ナーラーヤン、2010、『文化を転位させる: アイデンティティ・伝統・第三世界フェミニズム』、川端告平 [ほか] 訳、法政大学出版局。)

Nasrin, S., 2011, "Crime or Custom?: Motivations behind Dowry Practice in Rural Bangladesh," Indian Journal of Gender Studies, 18-1, pp. [27]-50.

National Crime Records Bureau, 2010, *Crime in India*, New Delhi: National Crime Records Bureau, Ministry of Home Affairs, Government of India. (http://ncrb.nic.in/CII2010/Statistics2010.pdf. 2012年2月4日最終閲覧)

Oldenburg, V. T., 2002, Dowry Murder: The Imperial Origins of a Cultural Crime, New York: Oxford University Press,

Osella, F. and Caroline Osella, 2000, Social Mobility in Kerala: Modernity and Identity in Conflict, London: Pluto Press.

Palriwala, R., 1989, "Reaffirming the Anti-Dowry Struggle," Economic and Political Weekly, 24-17, pp. 942-944.

———, 2009, "The Spider's Web: Seeing Dowry, Fighting Dowry," In Tamsin Bradley, Emma Tomalin and Mangala Subramaniam, eds., *Dowry:*Bridging the Gap between Theory and Practice, New Delhi: Women Unlimited, pp. 144-176.

Palriwala, R. and Patricia Uberoi, eds., 2008, Marriage, Migration and Gender, Los Angeles: Sage Publications.

Philips, A., 2003, "Stridhanam: Rethinking Dowry, Inheritance and Women's Resistance among the Syrian Christians of Kerala," *Anthropologica*, 45-2, pp. 245-263.

——, 2004, "Gendering Colour: Identity, Fernininity and Marriage in Kerala," Anthropologica, 46-2, pp. 253-272.

Paul, Madan C., 1986, Dowry and Position of Women in India: A Study of Delhi Metropolis, New Delhi: Inter-India Publications.

Pramod, M., 2000, Women in South Asia: Dowry Death and Human Rights Violations, Delhi: Authors Press.

Prasad, K., Jawaid Ahmad Khan and Hari Nath Upadhyaya, 2000, Dowry Death, Delhi: Modern Law Publications.

Rajaraman, I., 1983, "Economics of Bride-Price and Dowry," Economic and Political Weekly, 18-8, pp. 275-279.

Randeria, S., and Leela Visaria, 1984, "Sociology of Bride-Price and Dowry," Economic and Political Weekly, 19-15, pp. 648-652.

Rao, V., 1993, "The Rising Price of Husbands: A Hedonic Analysis of Dowry Increases in Rural India," Journal of Political Economy, 101-4, pp. 666-677.

Roy, K., 1999, Encyclopaedia of Violence against Women and Dowry Death in India, New Delhi: Anmol Publications.

Rozario, S., 2009, "Dowry in Rural Bangladesh: An Intractable Problem?," In Tamsin Bradley, Emma Tomalin and Mangala Subramaniam, eds., Dowry: Bridging the Gap between Theory and Practice, New Delhi: Women Unlimited, pp. 29-57.

Rudd, J., 2001, "Dowry-Murder: An Example of Violence against Women," Women's Studies International Forum, 24-5, pp. 513-522.

Samuel, E., 2002, "Dowry and Dowry Harassment in India: An Assessment Based on Modified Capitalist Patriarchy," *African and Asian Studies*, 1-3, pp. [187]-229.

Sandanshiv, D.N. and Jolly Mathew, 2005, "Legal Reform in Dowry Laws," In Srimati Basu, ed., Dowry and Inheritance, New Delhi: Kali for Women, pp. 73-88

Saxena, P., 2007, "The Menace of Dowry: Laws, Interpretation and Implementation," In Moghadam, Valentine M., ed., From Patriarchy to Empowerment: Women's Participation, Movements and Rights in the Middle East, North Africa and South Asia, Syracuse, N.Y.: Syracuse University Press.

Self, S., Richard Grabowski, 2009, "Modernization, Inter-Caste Marriage and Dowry: An Analytical Perspective," Journal of Asian Economics, 20-1, pp. [69]-76.

- Sen, M., 2001, Death by Fire: Sati, Dowry Death and Female Infanticide in Modern India, London: Weidenfeld & Nicolson. (マラ・セン、2004、『インドの女性問題とジェンダー: サティー(寡婦殉死)・ダウリー問題・女児問題』、鳥居千代香訳、明石書店。)
- 謝秀麗、 1990、『花嫁を焼かないで:インドの花嫁持参金(ダウリー)殺人が問いかけるもの』、明石書店。
- Sharma, U., 1980, Women, Work Property in North-West India, London: Tavistock.
- Sharma, V., 2007, Dowry Deaths: Legal Provisions and Judicial Interpretation, New Delhi: Deep and Deep Publications.
- Sheel, R., 1997, "Institutionalisation and Expansion of Dowry System in Colonial North India," Economic and Political Weekly, 32-28, pp. 1709-1718.
- -----, 1999, The Political Economy of Dowry: Institutionalization and Expansion in North India, New Delhi: Manohar.
- Singh, M., 1997, "Transition from Bride Price to Dowry: Marriage Payments in a Rural North Indian Area," Man in India: a Quarterly Anthropological Journal, 77-2/3, pp. 119-141.
- Srinivas, M. N., 1952, Religion and Society among the Coorgs of South India, Oxford: Clarendon Press.
- -----, 1984, Some Reflections on Dowry, New Delhi: Oxford University Press.
- Srinivasan, S., 2005, "Daughters or Dowries?: The Changing Nature of Dowry Practices in South India," World Development, 33-4, pp. 593-615.
- Srinivasan, P. and Gary R. Lee, 2004, "The Dowry System in Northern India: Women's Attitudes and Social Change," *Journal of Marriage and Family*, 66-5, pp. 1108-1117.
- Srinivasan, S. and Arjun S. Bedi, 2007, "Domestic Violence and Dowry: Evidence from a South Indian Village," World Development, 35-5, pp. 857-880.
- Subhan, Rumana Nahid, 1997, "Dowry System and Its Impact on Socio Legal Situation of Bangladesh," 『国際開発研究フォーラム』7号, pp. 21-40
- Subramaniam, M., R. Karen and M. Debarashmi, 2009, "Dowry and Transnational Activism," In Tamsin Bradley, Emma Tomalin and Mangala Subramaniam, eds., *Dowry: Bridging the Gap between Theory and Practice*, New Delhi: Women Unlimited, pp. 197-224.
- Stain, D., 1988, "Burning Widows, Burning Brides: The Perils of Daughterhood in India," Pacific Affairs, 61-3, pp. 465-485.
- Stone, L. and C. James, 1995, "Dowry, Bride-Burning and Female Power in India," Women's Studies International Forum, 18-2, pp.125-134.
- Tenhunen, S., 2008, "The Gift of Money: Rearticulating Tradition and Market Economy in Rural West Bengal," *Modern Asian Studies*, 42-5, pp. 1035-1055.
- Tomalin, E., 2009, "Introduction," In Tamsin Bradley, Emma Tomalin and Mangala Subramaniam, eds., *Dowry: Bridging the Gap between Theory and Practice*, New Delhi: Women Unlimited, pp.1-27.
- Unnithan-Kumar, M., 1997, Identity, Gender and Poverty: New Perspectives on Caste and Tribe in Rajasthan, Providence, R. I.: Berghahn Books.
- Verghese, J., 1980, Her Gold and Her Body, Ghaziabad: Vikas. (ジャミラ・ヴァルギース、1984、『焼かれる花嫁』、鳥居千代香訳、三一書房。)
- Waheed, A., 2009, "Dowry among Indian Muslims: Ideals and Practices," Indian Journal of Gender Studies, 16-1, pp. 47-75.
- Wilhite, H., 2008, Consumption and the Transformation of Everyday Life: A View from South India, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- 山崎利男、1957、「古典ヒンドゥー法の婦女の家産相続および stridhana に関する規定」、『東洋文化研究所紀要』、13 冊。

(こばやし・まりえ 日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館)